

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年10月19日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人キャリアコンサルタントネットワーク京都

(2) 代表者の氏名

服部 勝英

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区岡崎西福ノ川町26番地20

(4) 定款に記載された目的

この法人は,求職者や在職者が自らのキャリアビジョンに基づき,それに即した的確な職業選択や職業訓練などを通して,職業能力の向上とキャリア開発を図るためのコンサルティングやカウンセリングを実践し,同時に,キャリア・コンサルタント従事者の能力向上のための事業や,キャリア・コンサルティングの広報・啓発活動などの事業を推進することによって,職業意識・就業意識の多様化や雇用環境の変化に対応し得る人材の開発を行い,もって健全で安定した雇用の創出と,社会経済への貢献に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年10月9日

(文化市民局地域自治推進室)